

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和9年度要求額 11,500百万円（6,700百万円）】
（※(1)①②④は、5年間で総額11,300百万円の国庫債務負担）

建築物等のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- ④躯体活用型ZEB化改修支援事業
- ⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業
- ⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業
- ⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

（2）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（3）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業

（一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（4）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援

建築物のライフサイクル



省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫モデル促進





業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、従来の建材よりも製造時等に発生する温室効果ガスが少ない建材（低炭素型建材）の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業（補助率：1/4～2/3、上限：10億円（5年間））

低炭素型建材の導入等を行う新築ZEBについて、高効率設備や低炭素型建材の導入等を支援する。

◆補助要件：ZEB Ready（事務所等以外についてはZEB基準の水準の省エネ性能（※1））を達成すること、エネルギー管理体制を整備すること、再エネ設備を導入すること、ライフサイクルカーボン等を算定すること、低炭素型の建材を導入すること等

◆補助対象経費：設備費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの）・建材費（一定の基準を満たした低炭素型の鉄・コンクリート・木材等）・工事費等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（補助率：1/3、1/2、上限：10億円（5年間））

既存建築物について、外皮の高断熱化及び高効率設備の導入等を支援する。

◆補助要件：ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの）及び設計費（省エネ化に資するもの）等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：100万円）

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態：①②③間接補助事業

■補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等

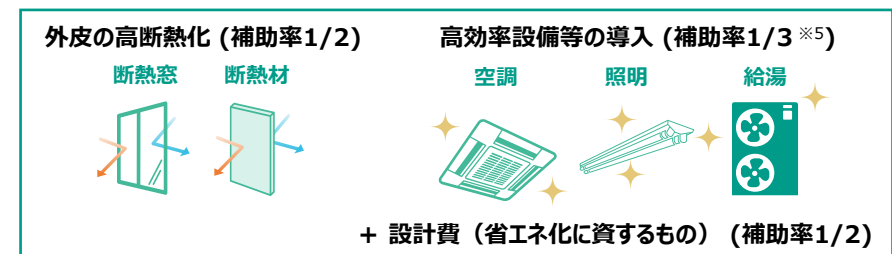
■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ等

＜①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業＞※2

延べ床面積	補助率（設備）		補助率（建材）
	事務所等以外※3	事務所等※4	
2,000㎡未満	1/3	1/3	掛かり増し費用の 1/2 (GX率先実行宣言を行う場合は2/3)
2,000㎡以上		1/4	

＜②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業＞



※1 ZEB基準の水準の省エネ性能については、「事務所等」は現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）、「事務所等以外」は現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）とする。なお、「事務所等」は、事務所、官公署、学校等の用途を、「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 ①については、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※3 ①において、延べ面積10,000㎡以上の「事務所等以外」については、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物のみを対象とし、ZEB Oriented 以上の省エネ性能の建築物については対象外。

※4 ①において、「事務所等」については、ZEBの設計に初めて関わるZEBプランナーが関与する場合、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物についても対象とする。

※5 ②において、特に高い省エネ性能が期待される等の一部設備（トップ性能枠）については補助率を1/2とする。

※6 太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする。



業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、低炭素型の建材の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

④ 躯体活用型ZEB化改修支援事業（補助率：1/3～2/3、上限：10億円（5年間））

ZEB化改修とともに、既存の躯体を活用し、新築並みの耐用年数に延伸することで、脱炭素と資源循環の両方に資する先導的な改修事業について支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボン等を算定すること、ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、一定以上の耐震性を確保すること、設計図書等を公表すること、耐用年数を算出すること 等
- ◆ 補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備等のうち、一定の基準を満たしたもの等）及び設計費（省エネ化及び躯体の活用に関するもの）。ただし、太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする。

⑤ 躯体活用型ZEB化改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：1,000万円）

ZEB化と既存躯体の活用の同時実現に係る達成可能性・省CO2効果等についての調査を支援する。

⑥ 建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業（委託）

建築物の脱炭素化を推進するために必要な調査、検討等を行う。

⑦ 新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑧ 既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）

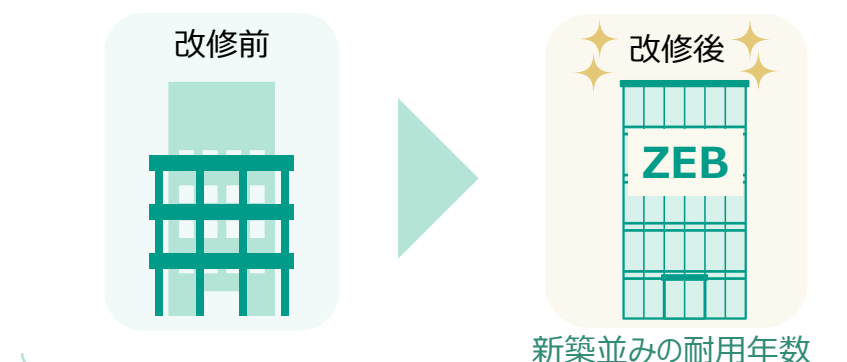
⑨ ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

3. 事業スキーム

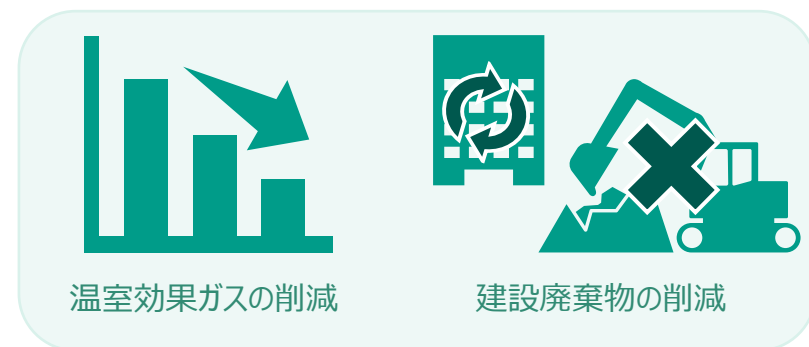
- 事業形態：④⑤⑦⑧⑨間接補助事業、⑥委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

＜④ 躯体活用型ZEB化改修支援事業＞



脱炭素と資源循環の両方に貢献





水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/3、1/2）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

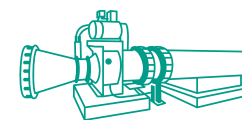
水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルを対象に、再エネ設備の新たな設置手法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ

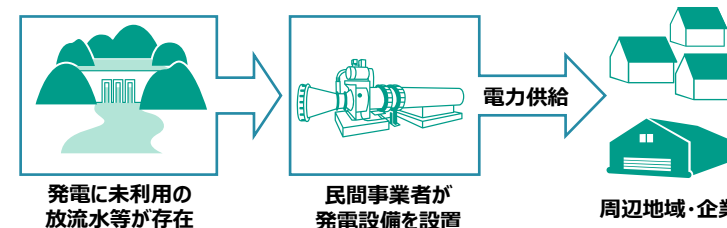


小水力発電設備

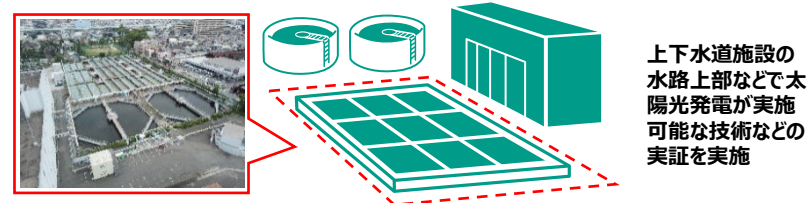


高効率設備

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (3) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. クーリングシেলターの普及に向けた高効率空調導入支援事業（補助率：1/3、上限：1,000万円）
既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の普及を図る事業を支援する。
2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：3,500万円）
高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。
3. テナントビルの省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：4,000万円）
オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。
4. 空き家等における省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：1,000万円）
空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業を支援する。

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業（補助率：1/3、上限：1ハウスあたり250、350万円）

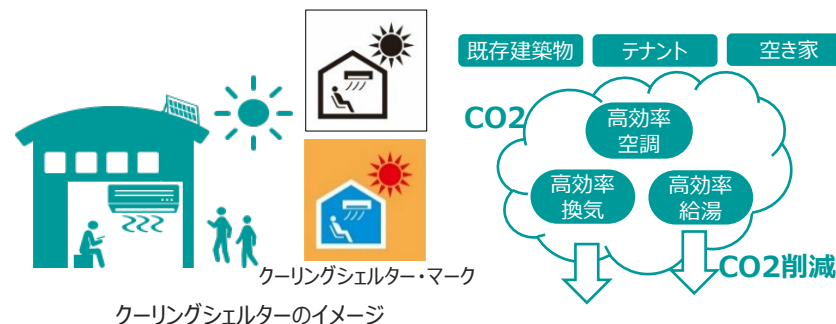
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入を支援する（ただし、太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする）。

3. 事業スキーム

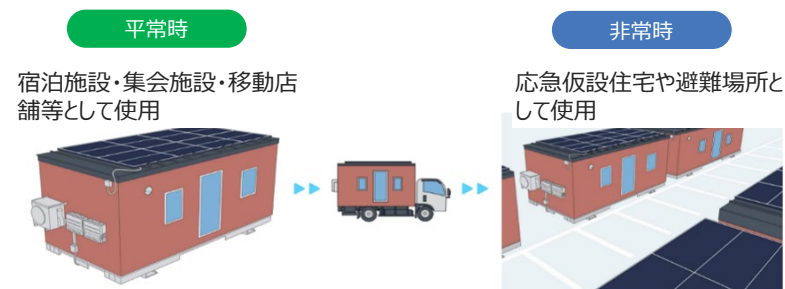
- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (4) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）



営業倉庫への省CO2化・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

1. 事業目的

営業倉庫の省CO2化と省人化の同時実現を図るサステナブル倉庫モデルを普及させることで、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

2. 事業内容

省CO2化にも繋がる省人化機器及び再エネ設備を同時導入する営業倉庫について、設備導入コストを支援する。

◆ 補助要件：

倉庫業者等が営む営業倉庫について、次の①と②を同時導入すること等

- ① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）
- ② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

◆ 補助対象経費：

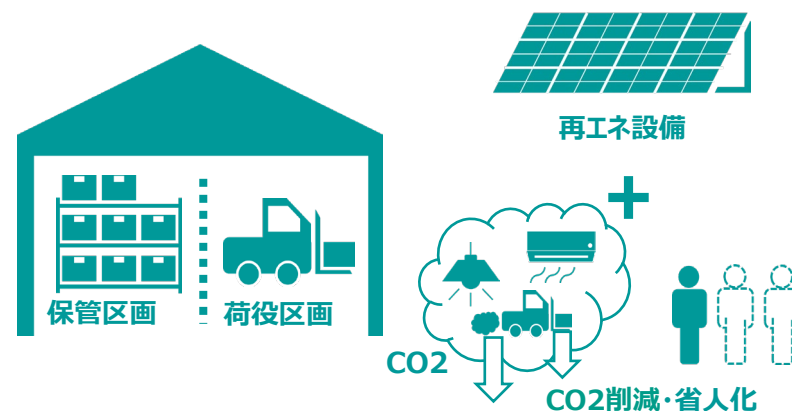
対象設備等の導入に伴う費用（ただし、太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする）。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、上限：1億円）
- 補助対象：民間事業者等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

● 事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例

